

〇〇〇〇年〇月〇〇日

アフターサービス規準

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号室

株式会社アクシスジャパン

アフターサービス規準（保証規準）

1.（保証の対象）

発注者に引き渡した専用部もしくは専用使用部の改修工事部分に対し、工事請負者は本保証規準に基づいて保証します。

2.（保証の期間）

本保証期間は1年間とし、本保証期間の始期（起算日）は建物引渡日とします。

3.（定期点検）

(1) 工事請負者は、当該工事完了後引渡日から起算して、ご希望により1年点検を実施するものとします。

(2) 入居者からの各指摘事項については迅速に対策を講じ、入居者の承認を得るものとします。

4.（補修の内容）

(1) 工事請負者が行う補修とは、当該工事完了後引渡時の設計、仕様、材質等に従って正常な状態に回復するための補修、取替等の工事をいいます。

(2) 前項の工事の対象には、事故の原因となった保証対象部分の他、その事故により生じた建物の被害部分を含みます。

(3) 前2項の規定にかかわらず、補修が著しく困難な場合または、損害の程度に比べて補修に過大な費用がかかる場合は、相当な金銭支払いによってこれに代えることができるものとします。

5.（保証適用除外）

本保証規準は、次の場合を適用除外とします。

(1) 天災地変（地震・火災・風・水・雪害・広域地盤沈下等）、不可抗力による場合。

(2) 入居者の使用状態に起因する結露、使用資材の自然特性による現象、または瑕疵によらない建物の自然な消耗、摩滅、さび、かび、変質、変色、汚れ、その他類似の現象。

(3) 入居者の管理不十分、使用上の不注意による場合。

(4) 当該工事完了後引渡し以降に、工事請負者以外の者が行った増改築工事、補修工事によるもの。

(5) 第三者の故意または過失に起因する場合。

(6) 引渡時に立会確認により承認されたもの。

(7) 通常補修を必要としない程度の音、振動、臭気等。

(8) 契約時、実用化されていた技術、工法、部材では予見することが不可能な現象、またはこれらの原因により生じた不具合。

(9) 建物の既存部分のうち、当該工事にて改変を加えていない部位における不具合。

(10) 前各号によるほか、保証条項における特定免責事項に該当する事由。

6.（具体的認定および補修方法等）

工事請負者は本アフターサービス規準に基づき、入居者より不具合の申し出があった事項について、受付・調査・認定を行います。入居者より不具合の申し出があった事項が、本アフターサービス規準に該当するか否かの具体的認定および補修方法は、工事請負者が現地調査により専門的、経験的見地から総合的に判断し、入居者と協議の上、実施するものとします。

また、補修は構造耐力上、または機能上の観点から必要な範囲内で行うため、部分補修となる場合があります。その際仕上げ面の色合いの相違が生じることがあります。

7.機械メーカー等で補修期間を定める機器単体については、その保証期間を過ぎた場合、保証適用外とします。なお、保証期間の起算日については、本規準の起算日を持ってこれを充てるものとします。

8.本規準を超えるものは、別に保証書を添付するものとします。

9.アフターサービス受付窓口

アフターサービスのお申し込みは、次のところへお願いします。

株式会社アクシスジャパン

TEL 03-5961-6056 FAX 03-5961-6057

所在地 東京都豊島区北大塚 2-2-5-8F

9:00~17:00（日曜定休）